高等学校等の通学費の助成

高等学校等(※)に通学する生徒の保護者に対して、通学に要する経済的負担を軽減するため、2つの制度で通学費助成を行っています。該当となれば両方申請することもできます。

※公立、私立の高等学校、高等専門学校(3年次まで)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のこと

◆高等学校等に通学するお子さんと同居している保護者のみなさんへ

申請期間	3月1日(金)~3月18日(月)	
助成内容	通学した月を支給対象月(8月、3月を除く。) として1か月あたり1,000円を助成(例)4月~翌年3月に通学した場合、1,000円×10か月=10,000円を助成	1~5
対象者	伯耆町に住所を有する生徒と同居している保護者	
制度名	通学支援助成金	申請に必要なもの

◆定期乗車券等を利用して高等学校等に通学するお子さんと 同居している保護者のみなさんへ

制度名	定期乗車券等購入助成金	申請に必要なもの
対象者	伯耆町に住所を有し、県内の高等学校等への通学に定期乗車券等を使用し公 共交通機関を利用する生徒と同居している保護者	
助成内容	定期乗車券等の購入額1か月あたり7,000円を超えるときに、超えた額に相当する額を助成(特急料金を除く。)※3月は助成対象外 (例)定期乗車券の購入額合計が1か月あたり8,500円の場合、 8,500円-7,000円=1,500円を助成	1~6
申請期間	3月18日(月)まで随時	

申請に必要なもの

- ①交付申請書兼請求書
- ②保護者の本人確認ができるもの(免許証、マイナンバーカード等)
- ③学生証の写しまたは在学証明書
- ④認印(自署の場合は不要)
- ⑤振込先の通帳(申請をする保護者と同名義の通帳)
- ⑥定期乗車券等

(定期乗車券の写し、使用済みの定期乗車券、回数 乗車券原本、当該回数乗車券の領収書の写し等)

※紛失した場合、紛失した乗車券の購入額について は助成対象外です。





◆その他注意していただきたいこと

- ・助成金の申請は、各学年度に申請を行ってください。 過去の年度に遡って申請することはできません。
- ・助成対象期間は、高等学校の就学から3年間が上限です。

申請・問い合わせ先

教育委員会事務局 総務学事室 0859-62-0927



◆詳しくはこちら (町ホームページ) 申請書のダウンロードも できます。

R